

9月30日差し止め
訴訟の判決

産廃焼却炉と隣り合わせで暮すことはありえません

裁判所は、住民の声を聞いて



訴訟のシンボル
原告の方が作成

東海産廃訴訟とは

2003年2月に、業者(株)大豊プラントが役場に事業計画書を持参して、産廃破碎・焼却施設設置計画が判明。近隣住民や自治区、農業委員会、土地改良区などが、「自然豊かな米どころにダイオキシンが降り注ぐ」、「干しいも・ぶどう・梨など農産物への影響が心配」、「民家と10メートルしか離れていない」と、次々と建設反対を表明、決議書などが村長に届けられる。

同年12月8日、業者が茨城県に事業計画書を提出

2005年4月28日、県が不許可決定

9月、業者が再度申請書を県に提出

12月14日、東海村議会が建設反対決議書を県に提出

住民らはさらに反対署名などを村長に提出

2007年2月、業者が県を相手に許可を出さないのは「不作為」とあると提訴。業者による事業概要説明会が開かれる

同年6月27日、県が許可決定、通知

12月19日、住民ら行政訴訟提訴(原告442名)

2008年3月5日、建設差し止めの仮処分申請(債権者464名)

※この間、建設差し止めの本訴をたたかってきましたが、9月

30日に、水戸地裁の判決が出されます。



建設予定地の
真下に広がる真崎浦水田

大豊プラントの焼却炉は、「ダイオキシン等放出を防ぐために重要な800度C 2秒以上の滞留燃焼が保障されない構造になっている」ほか、欠陥炉である重大な問題点を4人の専門家が裁判で証言してきました。しかし裁判所はこの間、「法律に明記されていない」として、法律の不備を正当化し、茨城県など許可者の個別判断に任せるという無責任な態度に終始し、住民の「命、暮らし、環境を守る判決を下して!」との声を冷たく退けてきました。30日の判決は大勢の傍聴で見守りましょう。

判決日(9/30)スケジュール

12時45分 旧県庁わき県立図書館入り口集合

裁判所正門まで「必勝」行進、

13時15分 判決言い渡し

裁判終了後、記者会見(弁護士会館を予定)

★東海村での「判決報告会」は、行いませんので、傍聴・記者会見に、多くのご参加をいただけますようお願いします。



2011年8月25日建設差し止め本訴提訴

多くの方の傍聴をお願いします…傍聴には、乗用車乗りあわせで行きます

差し止め本訴判決9月30日(金)13時15分～水戸地裁